

使用前確認証

原規規発第 2402017 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

2023年8月17日付け関原発第292号(2023年10月6日付け関原発第361号及び2023年11月30日付け関原発第466号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第21条の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和6年2月1日

原子力規制委員会